

事 務 連 絡
令和7年3月7日

公益社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省医薬局総務課

電子処方箋患者向け普及啓発資材の作成について（周知依頼）

標記について、都道府県衛生主管部（局）及び民生主幹部（局）宛て、写しのとおり事務連絡を発出しましたので、患者への電子処方箋の周囲に活用いただけるよう、関係者へ情報提供いただけますようお願いいたします。



事務連絡
令和7年3月7日

都道府県衛生主管部（局）
医務主管課（部）
薬務主管課（部）
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省医薬局総務課

電子処方箋患者向け普及啓発資材の作成について（周知依頼）

日頃から厚生労働行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、電子処方箋の周知広報の一環として、TVアニメ『薬屋のひとりごと』とタイアップした普及啓発リーフレット、動画、デジタルサイネージ等を別添のとおり作成いたしました。

医療機関・薬局において、患者への電子処方箋の周知に活用いただけるよう、管下の医療機関・薬局へご案内をお願いいたします。

記

1. 利用方法

医療機関等向け総合ポータルサイトからダウンロードしてご利用ください。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sys_kb_id=f7feaf228344a2146eed0198beaad389

※医療機関等向け総合ポータルサイトへのログインが必要です。

※ダウンロードしたものを転売や商用利用等を行わないでください。

2. 利用期間

令和7年3月6日（木）～令和7年6月30日（月）

(別添)

○リーフレット（医療機関向け）
 表

裏

医療機関用

電子処方箋とは、紙の処方箋を電子化したものです。訪れた医療機関・薬局が電子処方箋を発行できる医療機関、調剤できる薬局だと、患者さんにとって「どのようなメリットがあるのか」「いつもの診察と何が違うのか」をお伝えします。

患者さんにとって安心です

お薬に関する色々な事がカンタン・ラクラクに

- 患者さんが提供に同意すると、医師・歯科医師・薬剤師は、患者さんが、最近服用した薬をデータで正確に確認できるようになります。
- 患者さんが今服用している薬と飲み合わせの悪い薬や、同じ効能・効果の薬の飲み過ぎを防ぎやすくなります。
- 処方箋が電子化されるので、処方箋をなくす心配がありません。
- 処方箋が電子化されるので、オンライン服薬指導も受けやすくなります。（オンライン服薬指導を受ける際は、マイナ在宅受付ウェブを活用いただくか、薬局に電子処方箋の「引換番号」をお伝えください。）

診察の受け方

- 1患者さんは、マイナ保険証や有効期限内の健康保険証 / 特任診察で医療機関を受診します。
電子処方箋を希望することを伝える。
電子処方箋を希望するには、薬局行きカード（電子処方箋）を提示してください。電子処方箋が対応した医療機関でも、紙の処方箋を発行する場合があります。電子処方箋が対応した医療機関でも、紙の処方箋を発行する場合があります。電子処方箋が対応した医療機関でも、紙の処方箋を発行する場合があります。
- 2患者さんは、通常どおり診察を受けます。
- 3医師・歯科医師が、処方箋を電子で発行します。
- 4患者さんは、通常どおり会計をします。
電子処方箋の場合は、処方箋ではなく、処方内容（控え）を受け取ります。
電子処方箋に対応した薬局へ行きます。
電子処方箋とは、電子処方箋が発行された医療機関が、処方された内容でも確認できるよう、最新の機器として、調剤の調製しているものです。患者さんがインターネットから処方箋を受取ることもできますが、医療機関は処方内容（控え）を受取る必要があります。オンライン服薬指導を受ける際は、マイナ在宅受付ウェブを活用いただくか、薬局に電子処方箋の「引換番号」をお伝えください。

よくある誤解

電子処方箋は、薬局に自動で送られません。

- 薬局で薬剤師が調剤を開始するのは、患者さんが薬局で調剤行きカードリーダーで「電子処方箋」を読み、または有効期限内の健康保険証 / 資格確認番号と引換番号（処方箋番号）に照合された後（処方箋番号）を選んだ後になります。
- 診察後、（引換番号）（処方箋番号）などを、電話、FAX、アプリなど任意の方法でお伝えと、患者さんが薬局に行く前に薬剤師が調剤を開始できるため、薬局での待ち時間が短縮できることがあります。

※ 転写や薬剤利用等を行わないでください。

○リーフレット（薬局向け）
 表

裏

薬局用

電子処方箋とは、紙の処方箋を電子化したものです。訪れた医療機関・薬局が電子処方箋を発行できる医療機関、調剤できる薬局だと、患者さんにとって「どのようなメリットがあるのか」「いつもの診察と何が違うのか」をお伝えします。

患者さんにとって安心です

お薬に関する色々な事がカンタン・ラクラクに

- 患者さんが提供に同意すると、医師・歯科医師・薬剤師は、患者さんが、最近服用した薬をデータで正確に確認できるようになります。
- 患者さんが今服用している薬と飲み合わせの悪い薬や、同じ効能・効果の薬の飲み過ぎを防ぎやすくなります。
- 処方箋が電子化されるので、処方箋をなくす心配がありません。
- 処方箋が電子化されるので、オンライン服薬指導も受けやすくなります。（オンライン服薬指導を受ける際は、マイナ在宅受付ウェブを活用いただくか、薬局に電子処方箋の「引換番号」をお伝えください。）

調剤の受け方

- 1患者さんは、マイナ受付で、薬局で調剤を受ける処方箋として「電子処方箋」を選択するか、有効期限内の健康保険証 / 資格確認番号と引換番号を薬局の窓口にご提出します。
- 2薬局が、患者さんの電子処方箋を電子処方箋管理サービスから取り出します。
- 3患者さんは、通常どおり、薬剤師から**服薬指導**を受けます。
- 4患者さんは、通常どおり会計をし、**薬を受け取ります。**

よくある誤解

電子処方箋は、薬局に自動で送られません。

- 薬局で薬剤師が調剤を開始するのは、患者さんが薬局で調剤行きカードリーダーで「電子処方箋」を読み、または有効期限内の健康保険証 / 資格確認番号と引換番号（処方箋番号）に照合された後（処方箋番号）を選んだ後になります。
- 診察後、（引換番号）（処方箋番号）などを、電話、FAX、アプリなど任意の方法でお伝えと、患者さんが薬局に行く前に薬剤師が調剤を開始できるため、薬局での待ち時間が短縮できることがあります。

※ 転写や薬剤利用等を行わないでください。

○リーフレット設置の目印となるポップ



○動画 ※デジタルサイネージ有

